

京都市教育委員会告示第8号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形文化財に、同表の中欄に掲げる文化財及び附を追加し、その名称、数並びに構造及び形式についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第3項の規定により告示します。

令和8年3月31日

京都市教育委員会

左 欄		中欄	右 欄			備 考		
名称	指定告示		名称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
駒井家住宅	平成10年4月1日京都市教育委員会告示第1号	温室 1棟 附 離れ	駒井家住宅 主屋 温室	2棟	木造、建築面積104.0平方メートル、2階建、一部平屋建、棧瓦（赤色）葺 木造、建築面積13.9平方メートル、スレート葺 附 附属棟 1棟 木造、建築面積9.8平方メートル、平屋建、棧瓦（赤色）葺 塀 1棟 延長2.0メートル、棧瓦（赤色）葺、潜戸1所を含む 表門 1棟 通用門 1棟	公益財団法人日本ナショナルトラスト	東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル4階	京都市左京区北白川伊織町

					離れ 1棟 木造、建築面積 23.3平方メ ートル、2階建、 棧瓦（赤色）葺			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)